

資 料 編

○第2次奈良市地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱	・・・	p.50
○第2次奈良市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿	・・・	p.52
○ ワーキンググループならびに合同事務局名簿	・・・	p.53
○計画づくりの経過【平成28年4月～平成29年5月】	・・・	p.54
○「福祉でまちづくり作戦会議」開催要項	・・・	p.58
○計画策定に向けてのヒアリング調査 実施要領	・・・	p.60
○ ヒアリング調査結果のとりまとめ	・・・	p.62
○ ヒアリング調査実施団体一覧	・・・	p.66
○地区社協会長会 協議内容一覧【H27.6～H29.2】	・・・	p.67
○計画策定に関する地区（ブロック毎）からの意見	・・・	p.68
○用語解説	・・・	p.72

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

第2次奈良市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置目的及び名称)

第1条 奈良市における地域福祉の一層の推進を図るべく、住民、行政、保健・医療・福祉等関係機関の協働により、地域福祉活動計画を策定するため、奈良市社会福祉協議会に第2次奈良市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第2次奈良市地域福祉活動計画の作成に関すること。
- (2) 第2次奈良市地域福祉活動計画に関する調査研究。
- (3) その他前2号に関連する事業に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 奈良市社会福祉協議会理事
- (2) 奈良市社会福祉協議会評議員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市民関係団体を代表する者
- (5) 保健・医療・福祉関係団体を代表する者
- (6) 行政関係者
- (7) その他会長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことが

できる。

(作業委員会)

第7条 委員会は、第2次奈良市地域福祉活動計画の策定に関して、作業の円滑な推進を図るため、作業委員会を置くことができる。

2 作業委員会は、策定委員会において選出するものとし、会長が委嘱する。

3 作業委員会には作業委員長を置くものとし、策定委員長が指名する。

4 作業委員会は、作業委員長が召集し、会議の議長となる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、奈良市社会福祉協議会内に置く。

(設置期間)

第9条 この委員会の設置期間は、第1条の目的を達成するまでとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

(設置当初の会議の特例)

委員会設置当初の会議は、第5条の規定にかかわらず、会長が召集する。

第2次奈良市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

	役 職 名	委 員 氏 名	備 考
	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会理事	吉 岡 正 志	
	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会評議員	小 西 英 玄	
学 識 経 験 を 有 す る 者	大谷大学教授	山 下 憲 昭	
	元奈良大学講師	向 野 幾 世	
	奈良弁護士会	西 村 香 苗	
市 民 関 係 団 体 を 代 表 す る 者	奈良市自治連合会会長	梅 林 聰 介	
	奈良市万年青年クラブ連合会会長	峠 宏 明	
	奈良市PTA連合会副会長	小 川 泰 二	H28.4.18 ~ 6.16 西村隆司
	奈良商工会議所青年部会長	出 店 孝 規	
保 健 ・ 医 療 ・ 福 祉 関 係 団 体 を 代 表 す る 者	奈良市医師会会長	谷 掛 駿 介	
	奈良市民生児童委員協議会連合会副会長	原 田 満	H28.4.18 ~ 12.12 藤次弘
	奈良市心身障害者・児福祉協会連合会副会長	安 井 清 悟	
	奈良県精神障害者地域生活支援団体協議会代表	市 井 亜 紀	
	公益社団法人 認知症の人と家族の会奈良県支部副代表	木 村 秀 子	
	奈良市ボランティア連絡協議会会長	田 中 仁 美	
	奈良市老人福祉施設連絡協議会会長	秋 吉 美由紀	
関 係 者 行 政	奈良市福祉部長	堀 川 育 子	
そ の 他	公募のあった市民	山 出 哲 史	
	公募のあった市民	栄 孝	

ワーキンググループ名簿

氏 名	所 属	備 考
窪 田 雅 臣	総務課	事務局
北 野 直 紀	総務課	事務局
久 富 木 周 一	総務課	事務局
川 崎 佐 和 子	施設運営課（H29.4～）、地域支援課	
觸 澤 ア ト ム	地域支援課	事務局
後 藤 文 造	地域支援課	事務局
稲 葉 美 和	生活支援課	
前 田 大 輔	生活支援課	
嶋 崎 隆 司	施設運営課	
由 利 正 樹	施設運営課	
紙 家 光 平	生活支援課（H29.4～）、市地域福祉課	
岡 本 晴 子	奈良県社会福祉協議会	アドバイザー

合同事務局 名簿

《奈良市社会福祉協議会》

氏 名	所 属	備 考
窪 田 雅 臣	総務課	事務局
北 野 直 紀	総務課	事務局
久 富 木 周 一	総務課	事務局
觸 澤 ア ト ム	地域支援課	事務局
後 藤 文 造	地域支援課	事務局
紙 家 光 平	生活支援課（H29.4～）、市地域福祉課	

《奈良市》

福祉政策課職員

計画づくりの経過【平成 28 年 4 月～平成 29 年 5 月】

日 時	会議種類	協 議 ・ 共 有 内 容	人数
H28.4.6	合同事務局会議①	・ やるべきことの整理、役割分担 ・ 今後のすすめ方について	13人
H28.4.11	合同事務局会議②	・ 両計画の完成イメージのすり合わせ ・ 第1回地域福祉推進会議の進行等について	10人
H28.4.15	合同事務局会議③	・ 計画を策定する上でのポイント ・ 具体的な策定スケジュールについて	10人
H28.4.18	策定委員会①	・ 計画の完成イメージの共有 ・ 各委員の感じる課題の共有	16人
H28.4.25	合同事務局会議④	・ 第1回地域福祉推進会議の振り返り ・ 今後の会議の進め方について	5人
H28.4.26	ワーキンググループ設置およびワーキングメンバー選定		
H28.4.27	事務局会議①	・ ニーズ把握のためのヒアリング調査の実施について ・ 地域福祉活動計画全体のイメージ作り ・ 計画策定スケジュールについて	5人
H28.5.2	ワーキング①	・ 地域福祉活動計画について ・ 計画策定の進め方について ・ ニーズ調査（ヒアリング）について ・ 第1次地域福祉活動計画の進捗評価について ・ 第1回地域福祉推進会議の内容共有	12人
H28.5.6	合同事務局会議⑤	・ 両計画策定の進め方について ・ 計画策定のテーマ、方向性について	9人
H28.5.20	合同事務局会議⑥	・ 計画に盛り込むべき事柄について（取り組む事業や使用するデータ等）	10人
H28.5.25	ワーキング②	・ 地域福祉活動計画全体像のイメージ作り ・ ヒアリング対象とその内容について ・ 計画策定体制について ・ 福祉のまちづくり作戦会議（仮称）について	13人
H28.5.27	合同事務局会議⑦	・ 計画に盛り込む具体的プログラムについて ・ 圏域設定について ・ 権利擁護の取組みの現状について	10人
H28.6.10	合同事務局会議⑧	・ 今後のスケジュールについて ・ 福祉のまちづくり作戦会議（仮称）について（概要説明）	7人
H28.6.13	合同事務局会議⑨	・ 計画全体のイメージについて ・ 策定スケジュールについて ・ 使用するデータやヒアリング項目について	5人
H28.6.15	ワーキング③	・ 計画策定体制ならびにスケジュールについて ・ 地域福祉活動計画策定委員の委嘱について ・ 地域福祉活動計画の柱立てと推進したい事業について ・ ヒアリング実施先および担当者について ・ ヒアリング実施要項ならびにヒアリングシートについて ・ 福祉のまちづくり作戦会議（仮称）について（イメージ共有）	13人

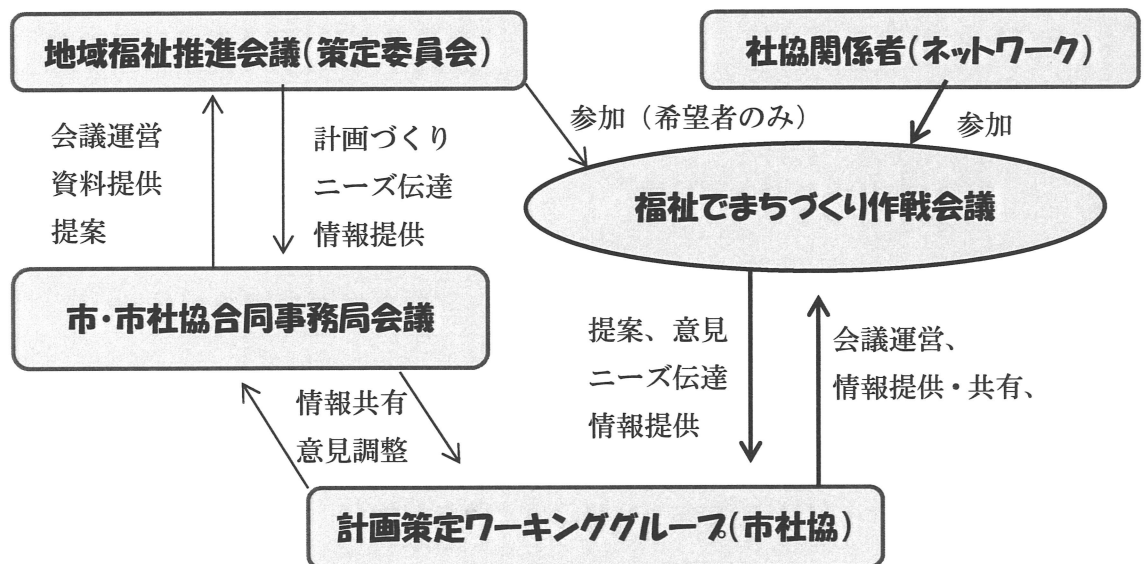
H28.6.23	事務局会議②	・活動計画策定委員の委嘱について ・ヒアリング調査の実施について ・福祉のまちづくり作戦会議（仮称）について（進行、内容、参加者等検討）	5人
H28.6.24	合同事務局会議⑩	・ヒアリングの進め方について ・福祉のまちづくり作戦会議（仮称）について（参加者検討）	6人
H28.7.1	ワーキング④	・ヒアリング等の実施状況の共有 ・福祉のまちづくり作戦会議（仮称）について（テーマ検討）	11人
H28.7.12	ワーキング⑤	・ヒアリング内容の共有 ・福祉でまちづくり作戦会議について（参加者の選定等）	12人
H28.7.15	合同事務局会議⑪	・ヒアリングの実施状況について ・各種市民意識調査結果の取扱について	6人
H28.7.22	合同事務局会議⑫	・計画の共通理念や基本方向、基本計画等について	9人
H28.7.29	ワーキング⑥	・ヒアリング結果の整理、分類	13人
H28.8.2	ワーキング⑦	・ヒアリング結果の整理、分類 ・福祉でまちづくり作戦会議について（ゲスト案の検討等）	13人
H28.8.5	合同事務局会議⑬	・ヒアリング結果の共有 ・ヒアリング結果の資料作成について	7人
H28.8.18	ワーキング⑧	・福祉でまちづくり作戦会議について（実施内容検討） ・第2回地域福祉推進会議の進行等について	10人
H28.8.18	合同事務局会議⑭	・第2回地域福祉推進会議の資料や進め方について	9人
H28.8.19	合同事務局会議⑮	・第2回地域福祉推進会議の当日進行について	11人
H28.8.24	策定委員会②	・奈良市の高齢化の推移について ・「地域福祉」についての共通理解 ・ヒアリング結果について	16人
H28.9.7	ワーキング⑨	・第2回地域福祉推進会議の内容共有 ・福祉でまちづくり作戦会議について（開催場所、ゲスト案等検討）	9人
H28.9.7	合同事務局会議⑯	・計画の重点項目について ・ヒアリング結果のフィードバックについて	8人
H28.9.23	合同事務局会議⑰	・計画のキャッチコピーについて ・行政計画の位置づけについて ・圏域設定について	7人
H28.9.30	事務局会議③	・福祉でまちづくり作戦会議について（チラシ内容、周知方法等検討） ・キャッチコピー案の検討 ・活動計画の重点項目の確認 ・計画の位置づけ、圏域設定について	7人
H28.9.30	合同事務局会議⑰	・第3回地域福祉推進会議に向けて（作成資料、内容の確認）	10人
H28.10.13	ワーキング⑩	・活動計画の重点項目について ・福祉でまちづくり作戦会議について（当日の進行等）	12人
H28.10.14	合同事務局会議⑱	・第3回地域福祉推進会議について（送付資料の内容確認）	6人
H28.10.21	合同事務局会議⑳	・第3回地域福祉推進会議について（当日の進行等）	9人

H28.10.24	地区社協会長会 第6回幹事会	・第2次地域福祉活動計画の基本目標と重点項目について	7人
H28.10.26	ワーキング⑪	・福祉でまちづくり作戦会議について（申込状況の確認等） ・第2次地域福祉活動計画の重点取組みについて ・今後のスケジュールについて（見直し修正）	11人
H28.10.27	策定委員会③	・両計画の基本目標、活動の方向、重点取組みについて	15人
H28.10.31	地区社協会長会 第2回全体会	・第2次地域福祉活動計画の基本目標と重点項目について	46人
H28.11.4	第1回福祉でまち づくり作戦会議	<テーマ> “出番と役割（はたらく）”を応援・創出する WIN・WINの地域づくりを考えよう！	45人
H28.11.9	ワーキング⑫	・第3回地域福祉推進会議の内容共有 ・第2次地域福祉活動計画の実施計画について ・第1回福祉でまちづくり作戦会議の振り返りについて	13人
H28.11.25	ワーキング⑬	・第2次地域福祉活動計画の実施計画（「ひと」づくり）に ついて ・第2回福祉でまちづくり作戦会議について（当日進行確 認）	11人
H28.12.2	合同事務局会議②	・行政計画策定の流れについて ・策定スケジュールの確認	9人
H28.12.6	地区社協会長会 第7回幹事会	・活動計画策定にかかる各ブロック会議での意見について	7人
H28.12.14	ワーキング⑭	・第2回福祉でまちづくり作戦会議について（当日の流れ 等） ・第2次地域福祉活動計画の実施計画（「ひと」づくり）に ついて	11人
H28.12.16	第2回福祉でまち づくり作戦会議	<テーマ> 現代版「隣組」づくり！ ちょっとした困りごとを支えるのは誰？	50人
H28.12.26	ワーキング⑮	・第2次地域福祉活動計画の実施計画（「ネットワーク」づ くり）について ・今後のスケジュールについて	10人
H29.1.13	合同事務局会議②	・第4回地域福祉推進会議に向けての資料内容確認	11人
H29.1.19	ワーキング⑯	・第2回福祉でまちづくり作戦会議の振り返り ・第2次地域福祉活動計画の実施計画（「こと」づくり、「場」 づくり）について	7人
H29.1.20	合同事務局会議③	・第4回地域福祉推進会議について（当日の進行等）	9人
H29.1.26	策定委員会④	・地域福祉計画の実施計画部分の検討	12人
H29.1.31	ワーキング⑰	・第4回地域福祉推進会議の内容共有 ・第2次地域福祉活動計画の実施計画部分の検討	9人
H29.2.7	地区社協会長会 第8回幹事会	・第2次地域福祉活動計画についての各ブロック会議での 話題の共有	7人
H29.2.13	地区社協会長会 第3回全体会	・第2次地域福祉活動計画の実施計画（素案）について	46人
H29.2.17	ワーキング⑱	・第2次地域福祉活動計画について（所属からの意見集約） ・本会基盤強化計画の検討	11人
H29.2.24	合同事務局会議④	・第5回地域福祉推進会議に向けて（活動計画の内容確認）	7人
H29.3.3	合同事務局会議⑤	・第5回地域福祉推進会議について （当日配布資料確認、当日の進行等）	8人

H29.3.10	ワーキング⑩	・第5回地域福祉推進会議について (当日配布資料確認、当日の進行、役割分担等) ・第2次地域福祉活動計画実施計画の担当部署について	11人
H29.3.14	策定委員会⑤	・第2次地域福祉活動計画の実施計画の検討	18人
H29.3.29	ワーキング⑫	・第5回地域福祉推進会議の内容共有 ・第2次地域福祉活動計画実施計画および基盤強化計画の 担当部署について	9人
H29.4.7	合同事務局会議⑫	・今後のスケジュールについて	8人
H29.4.19	ワーキング⑬	・第6回地域福祉推進会議に向けて ・第3次地域福祉計画との整合性について(最終確認)	9人
H29.4.21	合同事務局会議⑬	・第6回地域福祉推進会議に向けて(送付資料について)	9人
H29.4.28	合同事務局会議⑭	・今後のスケジュールについて ・計画冊子のレイアウト等について	9人
H29.5.11	策定委員会⑥	・第2次地域福祉活動計画ならびに第3次地域福祉計画に ついて	14人

「福祉でまちづくり作戦会議」 開催要項

- 開催趣旨：第2次地域福祉活動計画ならびに第3次地域福祉計画の策定において、「地域づくり」をキーワードに、取り組むべきテーマごとに幅広い関係者の自主的な参加を得て、テーマに応じて分野を超えた協議の場とする。
- 会議の役割：①計画策定後の実践につなげるため、実務者レベルでの参加・協議を行う場
②地域福祉推進会議に参加していない方や団体等との情報共有・協議の場
- 参加対象：①社協の関係機関・団体等のネットワーク中で自主参加の希望があった方
②地域福祉推進会議で自主参加の希望があった方
- 開催日時：第1回…平成28年11月4日（金） 10時30分～14時30分
第2回…平成28年12月16日（金） 10時30分～14時30分
- 開催場所：漢國神社 社務所2階 （奈良市漢國町2番地）
※近鉄奈良駅より50m JR奈良駅より500m
- 会議の位置づけ：



●会議の進め方

- ①オリエンテーション (10分)
- ②自己紹介(アイスブレイク)タイム (20分) …フリップを使った参加者同士のフリートーク
- ③ゲストスピーカーによる話題提供 (60分) …1組20分×3セッション
- ④グループトーク (90分) …昼食を取りながら、話題提供を受けての意見交換
- ⑤全体共有 (30分)
- ⑥フリートーク (30分～)

●会議の内容・テーマ

テーマ① “出番と役割(はたらく)”を応援・創出する WIN・WIN の地域づくりを考えよう！

高齢者、障がい者、子育て中のお母さん、ひきこもりの人…福祉サービスの受け手という存在だけでなく、「そんな人々が活躍する姿」や「その困りごとを解決する」ことが地域社会にとって役立つことになる「地域」のあり方ってどんなものか？

仕事をする、ボランティアをする、人にお世話をしてもらいながら福祉の心を育てるなどなど、社会とつながりを持ち、「出番と役割（はたらく）」を創り出すことがより豊かな暮らしへと発展するのでは？

そんな未来を一緒に考えてみませんか？

ゲスト

ひきこもり“はたらく”応援…鳥見地区の奥村さん、鳥見小学校の今西先生
地域住民の“はたらく”応援…大宮地区社協の吉岡会長、猪坂事務局長
障がい者の“はたらく”応援…西岸寺の京田住職、青葉仁会の山出就労支援部長

テーマ② 現代版「隣組」づくり！ちょっとした困りごとを支えるのは誰？

家族構成が変化し、ご近所関係も希薄化している昨今で「向こう三軒両隣」は幻なのか？

ご近所の顔が見えない、顔が見えてるから関わってほしくない、そんな声に応える術は？

現代版というなら「隣組」にだって、地縁型とテーマ型があってもいいのではないか？

何かあった時にすぐ気付けるゆるやかな関係づくりも含めて、一緒に考えてみませんか？

ゲスト

地域生活×障がい者施設…六条地区社協の待夜会長、たんぼぼの家の成田施設長
地域生活×有償福祉サービス…コ-プ たすけあいの会の前川さん、帝塚山南ゆかり会の磯野さん
地域生活×買い物支援…つるまい団地見守りネットワーク会の福角さん、田原やま里市場の窪田さん

●参加費： 500円（弁当代）…育西食育アイデア弁当より

●周知先・周知方法

①案内チラシ等の送付

- ・地域福祉推進会議委員
- ・見守り協定締結事業者
- ・地区社会福祉協議会
- ・住民参加型在宅福祉サービス連絡会参加団体
- ・民生児童委員協議会連合会
- ・奈良市ボランティア連絡協議会（VC 登録団体）
- ・地域包括支援センター
- ・奈良市心身障がい者・児福祉協会連合会
- ・奈良市障がい者施設長会議
- ・なら高齢者・障がい者支援研究会
- ・奈良市役所各課
- ・奈良市老人福祉施設連絡協議会

②ホームページでの掲載

③フェイスブックでの掲載

④第1回福祉でまちづくり作戦会議参加者への連絡（希望者のみ）

第2次地域福祉活動計画並びに第3次地域福祉計画 策定に向けてのヒアリング調査

《実施要領》

1. 実施主体 奈良市社会福祉協議会
奈良市

2. 目的 本調査は、第2次地域福祉活動計画ならびに第3次地域福祉計画の策定にあたり、奈良市における既存の制度支援や地域支援から抜け漏れる社会的孤立状況にある方、またはその可能性のある方を特定すると共に、当事者の生活問題（福祉ニーズ）を明らかにすることで、平成29年度からの4年間で取り組むべき事業や支援の仕組みづくりの一助とすることを目的とする。

3. 実施期間及び実施対象

期 間： 平成28年6月下旬～平成28年7月下旬

対象団体： 既存の支援から抜け漏れる生活課題を持つ当事者との接点があると考えられる支援者及び支援機関・団体（別紙1）

※但し、安心生活創造推進事業におけるヒアリング実施団体は除く

4. 調査内容 本調査は、既存の支援から抜け漏れていることにより、社会的孤立状況にある方やその可能性のある方を対象としていることから、生活問題（福祉ニーズ）・課題の把握については、当事者に加えて日常的な相談支援を通じて当事者との接点があると考えられる支援者及び支援機関に対して、下記のとおりヒアリングを行う。

【主な調査項目】

- (1) 抜け漏れる福祉ニーズの事象（人物像・困りごと 右頁参照）及びその類似例についての有無とその内容について
- (2) その「背景・要因」「支援の必要性」について
- (3) 現状の対応状況について
- (4) その他、既存の支援から抜け漏れている福祉ニーズについて

《先進事例、社協の地域支援、行政データから見る、既存の支援から抜け漏れる社会的孤立等の事象について》

- ①福祉サービスを利用していないが日常生活に支障や不安があり、社会と繋がりが薄い人（サロン等には参加しない戸建の住宅地の方、大規模集合住宅団地の方）
- ②認知症の疑いがあるが、サービスも使おうとされず行く場所がない。また一人歩き等が頻繁にあり行方不明になることがある。介護者に介護疲れがある。
- ③定期的な訪問や見守りが必要と思われるが、訪問や見守りを拒否する人
- ④地縁型のつながりを希望しない人で不安を抱えており、有償の支援の仕組みが必要と思われる人
- ⑤簡単な手伝い、ゴミ出し、掃除、電球交換、買い物宅配サービス、巡回販売等の支援ニーズがある人。
- ⑥介護や支援サービス等利用者の中にも見守りや話し相手、余暇活動等を求めている人がいる。サービスを超えた希望がある。サービスを受けるだけでなく支援のなり手になる可能性がある。
- ⑦一見すると元気に見える人でも、軽度認知症や関節痛等を抱えているなど外出が困難や孤立防止等何らかの支援が必要な人がいる。
- ⑧精神障害等があり、家に閉じこもっており相談する先や居場所がない人がいる。
- ⑨災害時における要支援者の一時避難所及び福祉避難所への不安
- ⑩身寄りがない等、孤立しており、行政の通知文なども分からない等、消費者被害の対象になりやすい人。
- ⑪家族のサポートを受けられず、助けが必要なのに「助けが必要」と言えない、声が届かない人がいる。（親にうつがある、子どもに障害がある、親の養育力が低い等）
- ⑫高齢者で、若い世代と同居していても虐待が疑われるケースや家庭内に問題を抱えている等

5. 実施方法 聞き取り調査

○ヒアリング対象団体・機関等から2～3名程度の出席をお願いします。

○調査側（奈良市社会福祉協議会及び奈良市）から3名程度訪問させていただきます。

6. その他

ヒアリングにおける個人情報の取り扱いについては、本会規程に基づき適切に処理し、目的外使用をすることはございません。

7. 問合せ先

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 総務課（担当：北野、久富木）
〒630-8454 奈良市杏町79番地の4
（電話）0742(93)3100 （FAX）0742(61)0330
E-mail:hureai@narashi-shakyo.com

1 ヒアリング調査結果のとりまとめ

支援を必要とする対象者

- ・認知症高齢者（初期の認知症・徘徊など）
- ・ひとり暮らし高齢者（閉じこもり・近隣関係等を拒絶している）
- ・高齢者のみの世帯（老老介護・双方とも要介護状態など）
- ・若年認知症や高次脳機能障がい、難病患者、うつ症状のある人
- ・精神障がいや発達障がい、知的障がい等があり、生活に悩みを抱えた人とその家族（手帳所持者だけでなく、潜在的な人も含む）。
- ・ニートや閉じこもり、ひきこもりの人とその家族、ひきこもりになるおそれのある人
- ・ひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）の保護者や子ども
- ・いじめや虐待を受けている人（いじめを受けている人・不登校の児童や生徒など、DV被害者、これらの被害を受けている人の家族）
- ・高齢の親と同居のシングルの子どもの世帯
- ・セルフネグレクト状態にある人
- ・判断能力もあり、何らかの障がいも無いが金銭管理できない若い人
- ・各種依存症（ギャンブル、アルコール、リストカッター）に陥っている人
- ・末期がんで、退院後に地域生活をしている人
- ・病識のない人、障がい受容ができていない人
- ・重度心身障がい者、痙攣発作がある人
- ・ゴミ屋敷ではない倒壊の恐れがある住居（危険家屋）に住む人
- ・災害時の避難等に不安があるが名簿掲載の対象とならない人。
- ・移動手段がなく外出が困難な人

抜け漏れている福祉ニーズ

- ・ひとり暮らし高齢者等の見守り
- ・初期の認知症の人の見守り
- ・徘徊症状等がある人の見守りや行方不明者対策
- ・引きこもりの人に対する見守り
- ・簡単な日常生活の手伝い
- ・ゴミ出しや電球交換などの家庭内での軽作業など
- ・買い物の支援や移動の付き添いによる外出支援
- ・歩行が困難な状況を手助けする支援
- ・日常の生活費等の金銭管理
- ・介護疲れからのレスパイトケア
- ・日中の居場所
- ・みんなが気軽に集まれる場所
- ・閉じこもりに対する対応や支援
- ・消費者被害の防止
- ・役所での申請書類等の書き方の手助け
- ・仕事を続けていくための支援
- ・災害時の支援
- ・社会とのつながりを保てるような支援
- ・引きこもりの人が社会参加するためのきっかけをつくる場所
- ・年齢や手帳保持等に関係なく、誰もが相談を受けることができる仕組み
- ・支援にかかわる人材や組織のネットワーク
- ・引きこもりや生活困窮等の負の連鎖を断ち切るための援助
- ・育児ノイローゼや育児が不安な母親の友達づくりや子育てアドバイス等の支援
- ・急な入院が必要になった時の、入院中の身の回りの手助け

- ・産後の母親のための家事支援
- ・子どもの自立心を育む支援。
- ・オートロックのマンションや集合住宅などで近所づきあいを避けて生活する人の見守り
- ・成年後見制度の利用支援
- ・複合多問題を抱える世帯の世帯分離後の高齢者以外の方の支援
- ・受診や通院のための付添い
- ・山間部での移動支援（認知症高齢者の自動車運転による事故が多い）
- ・一人暮らしや空き家の増加にともなう防犯・防災対策
- ・活動や居場所に参加するための移動支援

背景や要因

- ・体調や病気による変化により、付き合いが遠ざかってしまうことに起因
- ・他人との接触を拒否することや居宅や住居に入れたくないといった理由
- ・プライドが邪魔をして、退職後にうまく地域との接点が見いだせないため
- ・人に助けてもらいたいと言いつけられないため
- ・昼間独居により、誰とも話す機会がなく認知症やうつ症状が表れてきたこと
- ・地域行事に参加しないことや行事や催しなどに誘いかけるが、出てこないため
- ・趣味がなく、退職後の生活が設計できていないため
- ・独居や高齢者世帯となり家事などが何もできなくなったため
- ・就活、就職や転職の失敗により閉じこもりやニートとなったため
- ・不登校による社会との隔絶やいじめによる引きこもりの状況
- ・病気、うつ症状、認知症の症状、徘徊の症状、転倒などによる引きこもりや歩行困難な状況
- ・近所付き合いが少ないため、外出や近所の人とも話をするのがなくなっていったこと
- ・定期的な見守りによる早期発見や社会との接点づくりがないこと
- ・サロン参加、行事等の社会参加への誘導を図ることが少ないこと
- ・地域交流や福祉サービスを利用する意思を持たず、自ら「社会的孤立」を選択する人もいる。
- ・引きこもりの人は、なんらかの精神疾患や発達障がいを持つことが多いこと
- ・公的支援は縦割り制度や対象制限等が多く、連続した支援が困難であること
- ・親が世間体を気にしたり、大ごとにしたくないという思いを持つことから、子どもの引きこもりをどこにも相談できず時間が経過してしまうことがあるため
- ・生活困窮のために社会参加の機会が少なくなると、その家庭で育つ子どもたちにも社会とのかわりの希薄さが連鎖することが多いため
- ・子どもと同居していても、子ども自身も何らかの生きづらさを抱えているために、親の状況に関心がもてないと思われることもある。
- ・制度対応ができるケースでもキーパーソンがおらず利用申請や相談が入らないことがある。
- ・どこに相談したらよいかわからないため見過ごされている。
- ・普通の子育てに関するイメージがない、生まれてくる子に愛着を育む過程が乏しい。
- ・寂しさから、心の隙間を埋めてくれる宗教に生活費までつぎこんでいる。
- ・市役所や関係機関の稼働時間と、対象者との接点をつくるタイミングがあていない。
- ・民生委員等がニーズの掘り起こしをしても、それをつなぐ先がない。
- ・年齢で区切らない総合相談窓口がない。
- ・オートロックのマンション等では管理会社のみが住人と関わっており、他のかかわりが困難。
- ・引っ越し等で、現在の住まいの土地勘がない。
- ・山間部などで地域に事業所がなく、また遠方のためヘルパーなどが来てもらえない。
- ・中核市でありながら、サービス事業者の人材育成と管理が適切でない。
- ・重度の心身障がいがあるため、移動手段がなく通いの場（施設等）に行けない。
- ・障がい特性を庁内各課が理解するのに時間がかかるなど、庁内の連携がスムーズにいかない。
- ・良くも悪くも人間関係が強く、地域内で連携が強いため、逆に排他的になっている。

- ・障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行において、障がい特性を踏まえたゆるやかな変化ができず、本人の理解が得られない。（本人負担も発生）
- ・サービスの量や種類が増加している分、情報過多になり、逆に必要とするサービスへのアクセスが難しくなっている。
- ・サービス量が圧倒的に不足。行政計画において数値目標は設定したとしても、実施については全面的に事業所に委ねている。
- ・コミュニケーション能力の欠如があり、人間関係の構築が不得意（就労にも結びつかない）
- ・本人が置かれている状況を正しく認識されていない。また本人の理想と乖離がある。

現在の対応

- ・近隣の人による声かけや自治会への加入などの呼びかけの実施
- ・サークル活動など趣味や余暇活動への参加呼びかけ
- ・地域包括支援センターや必要な行政機関への連絡や連携を行っている
- ・パソコン指導、インターネット活用による買い物支援や趣味を通じての社会参加の支援
- ・民生委員等への連絡と引き継ぎの実施
- ・見守る・声かけ・話し相手・顔なじみを作るなどの活動
- ・地域の人との協力や見守り、挨拶の実施など
- ・行きつけのスーパー・コンビニなどのお店での立ち話や声かけ、休憩スペースの活用
- ・地域での行事参加への呼びかけ
- ・本人の持っている得意なことや趣味、特技を活かした地域での共同作業への参加
- ・相談援助、社会的資源の紹介、カウンセリングによる心理的サポート、就労支援、学習支援、生活支援、フリースペース、フリースクールなどの居場所提供等
（他分野の専門的支援が必要になると各現場では対応が難しい）
- ・近所で気になることがあっても「おせっかい」だからと関わらずに済ますことがある。
- ・保健師による定期的な訪問（ラインしかできない親が多く、アポなしで訪問）
- ・たらいまわしになるので包括が関わっているが、包括だけでは解決できない。
- ・近所の人や親しい人の家の鍵を預かっている（緊急時の不安解消のため）。
- ・地域包括支援センターでも、できないことや時間がかかることはそのままになっている。
- ・話を聞くだけでおわっている。（つなぎ先がない）
- ・婦人会や万青女性部など、古くからのつながりで助け合いがなされている。
- ・人権文化センターは相談窓口としての役割も大きい。
- ・既存の移動支援サービスでは日々の通所には利用できず、家族の送迎手段に頼るしかない。
- ・依存症の人を支える制度はないため包括等が根気よく関わりながら当事者会へつないでいる。
- ・警察から、虐待や認知症の疑われるケースについて、包括支援センターへの連絡が増えた。
- ・障がいや疑われるケースであっても、支援員からは障がいについて切り出せないため、本人のプライドに留意しながら課題整理を一緒に行い、自らの気づき（自己理解）を促している。
- ・申請制度なので、申請してもらわないと対応できない。
- ・オートロックのマンション等では、管理会社や管理人の対応によって状況が違ふ。
- ・地域の集まり等への移動支援に関して、ボランティアが対応はしているが事故が発生した際の補償がないため継続的な実施は困難。

必要な支援や仕組み

- ・対象者の日常生活をより快適に過ごすことや安心・安全な生活を提供するため、日常生活における家事支援等を実施
- ・ゴミ出しサービスなど日常の家事援助
- ・外出支援のためのバスの運行など交通機関の整備

- ・話し相手などのボランティア活動、民生委員以外の地域のサポーター
- ・見守りのボランティアや相談コーディネーターなどのネットワーク
- ・顔なじみの人をつくる（いざという時にＳＯＳを発信できるためのつながりづくり）
- ・介護予防教室などの活用
- ・社会福祉協議会や民生委員、自治会・町内会等の地域における福祉関係団体のネットワークによる活動
- ・集える場所や拠点づくり（空き家の利活用も含む）
- ・デイサービスなどの福祉サービスの利用促進
- ・行政窓口への専門職の配置
- ・福祉サービスに関する情報提供と啓発・周知の徹底
- ・認知症の徘徊対応のためのシステム構築
- ・ピアカウンセリングなどの当事者と同じ目線、視点での対応
- ・必要な専門分野に繋ぐことができる身近な「コミュニティソーシャルワーカー」の存在
- ・徘徊の早期発見の仕組み
- ・見守りの相談ができるようなコーディネーター
- ・地区社協や行政、警察、消防、民生委員、自治会など多様な主体の連携とネットワーク
- ・自宅以外の敷居の低い居場所と情報提供
- ・アドバイスを受けるよりもまずは自分の思いを聞いてもらえる場所
- ・段階を踏んで役割を持ちながら社会と繋がることのできる環境
- ・地域や学校からの声を受けて支援機関につなげる核となる組織
- ・総合相談窓口と様々な繋ぎ先とのネットワーク
- ・ひきこもり支援者の人材発掘、人材育成の場
- ・発達障がい・知的障がいを持つ人の療育手帳の申請サポート
- ・学校からの情報をその後の支援へと繋ぐシステム
- ・家族支援の場・勉強会
- ・生活困窮家庭の子どもたちへの支援
- ・民間支援団体の力を活用するための仕組みと運営資金サポート
- ・制度や分野の垣根を越えた支援体制
- ・専門職による心理的なサポート
- ・身近な場所での相談支援や外に出ていけない人のためのアウトリーチ型の相談支援体制
- ・支援を拒否している人と、継続的に関わり関係性を構築するための組織や体制づくり
- ・子どもの送迎等にかかる付添支援
- ・相手に合わせて傾聴でき、秘密保持も担保できる聞き手
- ・触法高齢者、触法障がい者、生活困窮者等の住まいの確保（空き家の利活用も含む）
- ・企業等の就労先への障がい者理解の啓発
- ・困難ケースなどに関し、職員自身が相談できる場づくり
- ・重度心身障がい者が、家族のサポートがなくても安価で移動支援を受けられる仕組み
- ・緊急時の不安を取り除くための「鍵預かり」の支援
- ・インフォーマルサービスの情報や内容を調整する支援者の存在
- ・障がい児の保護者が外国人や視覚障がい者、聴覚障がい者などコミュニケーション支援が必要となる場合のコーディネーター的役割の存在
- ・事業所利用時間外においてトラブルを起こす軽度知的障がい者への対応
- ・成年後見制度の利用支援のシステム化と分野横断的な支援体制の確立
- ・障がい特性に応じた介護保険サービスの開発に向けての協議の場づくり
- ・生活支援サービス（有償も可）などの受け皿づくりと、そこへとつなぐ仕組みづくり
- ・市民後見人をはじめ、意思決定支援に携わる人の確保
- ・防災・防犯のための空き家対策の検討
- ・人づきあいを避ける人のためのＩＯＴ(Internet of Things)のしくみ
- ・地域での活動に安心して安全に参加することできる移動を支援する仕組み
（民間の社会福祉法人等が地域貢献の一環として関わる仕組み）

《第2次地域福祉活動計画並びに第3次地域福祉計画策定に向けてのヒアリング調査》

2 ヒアリング実施団体一覧 【 計83か所 】

※ _____ の実施団体については、安心生活創造推進事業における「抜け漏れのない実態把握事業」（平成26年度）の一環としてヒアリングを実施済み。

	Iー当事者	IIー支援団体	IIIー行政関係機関
(A) 高齢	・喜楽会 ・富雄泉ヶ丘いずみの会	・つるまい団地見守りネットワーク会 ・帝塚山南ゆかり会 ・近商 (KINSHO) 学園前店	・長寿福祉課 (予防係・支援係) ・地域包括支援センター (全11カ所) 【平城、二名、登美ヶ丘、富雄、若草、三笠、春日・飛鳥、都南、京西・都跡、伏見、東部】
(B) 障がい	・奈良脳外傷友の会あすか ・若年認知症家族会朱雀の会 ・一般社団法人SPSラボ若年認知症サポートセンターきずなや ・奈良市手をつなぐ親の会 ・奈良ともしび会 ・高機能自閉症児者の会アスカ 成人の子どもをもつ親の集い「おやのつし	・社会福祉法人青葉仁会 ・障がい児通所支援連絡協議会 ・社会福祉法人こぶしの会 ・NPO法人ふあーちえ ・社会福祉法人わたぼうしの会	・障がい福祉課 ・自立支援協議会 (相談支援部会) ・自立支援協議会 (子ども部会) ・なら障がい者就業・生活支援センター コンパス ・奈良県発達障害者支援センター さいあへ ・教育相談課 ・学校教育課 (人権教育係)
(A～B) 高齢・障がい	・認知症の人と家族の会奈良県支部	・とみお診療所 ・NPO法人この指とまれ21 ・グループえん ・帝塚山1・2丁目見守りネットワーク会 ・ならコープ (本部及びたすけあいの会) ・奈良弁護士会 (高齢者障害者相談支援センター)	・保護課 (ケースワーカー)
(C) 生活困窮・ひきこもり	・奈良若者自立支援親の会	・フリースペースSAKIWA I ・奈良YMCA (ハートハース) ・奈良大学臨床心理クリニック ・帝塚山大学のケアセンター ・NPO法人ほっとねっと ・奈良県臨床心理士会	・青少年・生涯学習課 (奈良県) ・保健予防課 ・若者サポートステーションやまと ・奈良若者サポートステーション ・くらしと仕事支援室
(D) 子ども・その他	・富雄団地自治会 ・富雄泉ヶ丘自治会	・NPO法人M'sねっと (地域子育て支援センターSava他) ・北登会 ・NPO法人都南地域教育振興会	・奈良市消費者センター ・子育て相談課 ・奈良市子ども発達支援センター ・健康増進課 (保健師)
(A～D) すべて		・地区社会福祉協議会 (計13か所) 【二名・学園三雄・奈良帝塚山・学園南・富雄・平城西・大宮・大安寺西・大安寺・六条・大柳生・右京・左京】 ・民生児童委員協議会連合会 (西部ブロック、役員会) ・地区民生委員・児童委員協議会 (計4か所) 【二名・平城西・登美ヶ丘・東登美ヶ丘】	

地区社協会長会 会長会・幹事会・ブロック会議での協議内容一覧【H27.6～H29.2】

■ 会長会 …市内46地区の地区社協会長による全体会

日 時	協 議 ・ 共 有 内 容	備 考
H27 第1回 H27.6.25	・ 市社協の組織体制について ・ 平成27年度 市社協事業計画ならびに地区社協関連事業について ・ 地区社協会長会の組織化について（会則の承認、幹事等の選出など）	「地区社協連絡会」において実施
H27 第2回 H27.12.21	・ 各地区社協の地域福祉活動の取り組み状況について ・ 安心生活創造推進事業で検討した「見守りシステム」について ・ 地域自治組織づくりについて【大宮地区社協】	
H28 第1回 H28.6.30	・ 市社協ならびに市保健福祉部の組織体制について ・ 平成28年度 市社協事業計画ならびに地区社協関連事業について ・ 会長会幹事の選出ならびに会長、副会長の互選	行政説明： 市保健福祉部の機構改革（地域福祉課）
H28 第2回 H28.10.31	・ 第2次地域福祉活動計画の基本目標と重点的な項目について ・ 「地域みまもりサポート制度」（案）について ・ 「ゆるやかな見守り」活動の事例紹介【二名地区社協】	行政説明： 「地域みまもりサポート制度」について （地域福祉課）
H28 第3回 H29.2.13	・ 第2次地域福祉活動計画の実施計画（素案）について ・ 地区別福祉活動計画づくりについて ・ 「地域みまもりサポート制度」の進捗状況について	市長あいさつ

■ 幹事会 …各ブロック幹事7名で地区会長会全体の方向性を検討・調整する会議

日 時	協 議 ・ 共 有 内 容	備 考
H27 第1回 H27.6.25	・ 地区社協会長会会則について ・ 幹事の選出【中央:大宮地区(吉岡会長)、南部:辰市地区(竹村副会長)、中西部:伏見地区(米田幹事)、西部北:二名地区(戸村幹事)、西部南:富雄地区(柴尾幹事)、東部:月ヶ瀬地区(徳家副会長)、北部:右京(中井幹事)】	
H27 第2回 H27.8.26	・ 地区社協会長会会則の修正内容について ・ 地区社協会長会の年間行事予定について	
H27 第3回 H27.10.19	・ 地区社協会長会の年間行事予定について ・ サロン活動実践者研修会の企画内容について ・ ブロック会議の協議内容について	
H27 第4回 H27.12.10	・ 各ブロック会議での内容共有(各地区での地域福祉活動の現状について) ・ 第2回地区社協会長会の協議内容について	
H27 第5回 H28.2.22	・ 平成27年度の市社協による地域支援事業の振り返り ・ 地区社協会長会の取り組みの振り返りと次年度の事業計画について ・ 高齢者を支える活動・サービスに関する調査について（長寿福祉課）	行政説明： アンケート調査について（長寿福祉課）
H28 第1回 H28.4.25	・ 市社協ならびに市保健福祉部の組織体制について ・ 地区社協会長会の年間行事予定について	行政説明： 市保健福祉部の機構改革（地域福祉課）
H28 第2回 H28.6.20	・ 地区社協会長会の年間事業計画について ・ 第1回地区社協会長会の協議内容について	
H27 第3回 H27.6.30	・ 幹事の選出【中央:大宮地区(吉岡会長)、南部:辰市地区(竹村副会長)、中西部:六条地区(待夜幹事)、西部北:二名地区(戸村幹事)、西部南:富雄地区(柴尾幹事)、東部:月ヶ瀬地区(徳家副会長)、北部:右京(中井幹事)】	
H28 第4回 H28.8.3	・ 山下憲昭氏(地区社協役員研修会講師)との意見交換 ・ 奈良市における見守りシステムについて（見守りサポーターの素案協議） ・ 第2回地区社協会長会の協議内容について	行政説明： 見守りシステムについて（地域福祉課）
H28 第5回 H28.9.9	・ 地域みまもりサポーター制度について ・ ブロック会議での協議内容について	行政説明： 見守りシステムについて（地域福祉課）
H28 第6回 H28.10.24	・ 「地域みまもりサポート制度」について ・ 第2次地域福祉活動計画の基本目標と重点的な項目について	
H28 第7回 H28.12.6	・ 第2次地域福祉活動計画策定における各ブロック会議での意見について ・ 「地域みまもりサポート制度」の制度設計に向けた今後の調整について ・ 第3回地区社協会長会の協議内容について	
H28 第8回 H29.2.7	・ 第2次地域福祉活動計画についての各ブロック会議での話題の共有 ・ 奈良市ボランティアポイントの活用について（協働推進課） ・ 地区別福祉活動計画づくりについて ・ 地域みまもり人材養成事業のカリキュラム案について	行政説明： ボランティアポイントについて（協働推進課）

■ ブロック会議 …各ブロック単位で幹事が中心となって開催する会議

日 時	主 な 協 議 ・ 共 有 内 容	備 考
平成27年度	・ 各地区社協の活動状況について ・ 地区社協会長会の会則と年間行事予定について ・ 安心生活創造推進事業で検討した「見守りシステム」について	各ブロック1～2回程度開催
平成28年度	・ 各地区社協の活動状況について ・ 「地域みまもりサポート制度」の設計内容について ・ 第2次地域福祉活動計画の進捗について（ヒアリング結果・基本目標等） ・ 地区別福祉活動計画づくりについて	各ブロック2～3回程度開催

第2次地域福祉活動計画策定に関する地区（ブロック毎）からの意見

【H28.10.31 第2回会長会での意見より】

ブロック名	計画策定に関する意見、各地区での取り組みなど
中央	・市も地区もヨコのつながりが大切。 ・連携を進めないと社協だけでは取り組めないことがある（避難行動要支援者名簿などは民生・地区社協・自主防災が一体となって進める必要がある。） ・地域問題を話し合う機会づくりが必要ではないか。（情報の共有が進んでいない） ・実効性のあがるやり方は何か、そして市・社協・地域がそれぞれで何をするのかを考えていかなければならない。
南部	・計画の内容を実際にどう動かすかが肝要。 ・各地区のボランティアグループの活動状況から考えると「思い」を持ち自主的に取り組む人の存在が重要。 ・サロン活動への参加について、移動の問題が課題として挙がることが多いが、移動の困難さを参加しない口実にされている様子もある。（そういう場所に行きたくない。）（活動内容の見直しも考える必要がある。）
中西部	「災害時支援体制の構築と見守りについて」 ・支援する人材が地域にはいない。自助・共助・公助のバランスで言えば、自助が基本になっていくべき。 ・広い活動圏域でやっていくには限界がある。 ・個人情報壁はある。 ・避難行動要支援者名簿に掲載された方へどのように意識を向けていくかが課題。
東部	・街と田舎では違いがあると感じており、田舎は田舎のニーズがある。 ・各地区でどう動いているのかを把握し、いい部分を取り組んでいきたい。 ・東部オリジナルで2～3地区合同でできることがあれば模索したい。 ・結局は「やる気」と「熱意」がないとできない。
西部北	・市社協へは、災害時における各関係機関との連携への取り組みを期待する。 ・地区社協組織はPTAが中心のため、子どもと連携した事業も考えたい。 ・地区社協広報誌を発刊し活動や理解を周知している。 ・地域と学校が連携し学校カリキュラムに「昔遊び」などが取り入れられている。 ・専門職と連携し、サロン活動を通して「認知症」などの理解を広めている。 ・サロン活動を自治会で輪番制で担当し活動の協力を促したりしている。 ・以前は民生委員が中心であったが、現在はPTAが中心となって活動を担い、事業を展開している。
西部南	・自分たちがどんな活動をしているかということを整理するのいいと思う。 ・それぞれの活動を計画の中に落とし込んで見ていくと、出来ている部分や手を付けていない部分が見えてくる。 ・障がい、認知症などの理解に関することは、できていないと感じる。 ・住民に計画のことを伝えるのは難しいので、市社協から説明してほしい。
北部	・新しい地区活動者の発掘について、「見守り」をキーワードに呼びかけて人材発掘をするという進め方に共感する。ぜひ取り組みたい。 ・福祉教育については、以前小学校からの依頼で地区社協としても協力していたが、ここ最近は校長の方針で声がかからなくなった。（市社協の声掛けで今年再開） ・学校に地域の福祉活動を知ってもらう必要がある。

ブロック名	計画策定に関する意見、各地区での取り組みなど
中央	広報活動の充実 ・地区社協だよりと自治連合会だよりをそれぞれで作成していたが、総合情報紙として発行するようになった。 ・自治連合会発行の広報紙で地区社協活動の紹介を行っている。 ・これから地区活動の情報発信のための広報紙作成をしようと考えている。 福祉教育の推進 ・市社協が学校からの依頼で協力している福祉体験学習に、地区からも協力している。 新しい地域活動者の発掘 ・「人のため」が、ひいては「自分のため」になるという考え方をする人が減ってきている。有償ボランティアや時間預託制度など受益の動機付けも必要となる。 地域福祉活動の財源づくり ・共同募金運動へのさらなる協力のため、新たに街頭募金活動を企画している。 ・地域にある公民館や分館の管理運営を地域に任せてもらい、その管理運営費を地域福祉活動の財源にしていくということとはできないか。 つながり／見守り／支え合い活動の推進 ・より身近な場所で、多くの方が参加できるようにと、今年は年に2回、開催会場を増やして3か所同時開催での実施に取り組んだ。 ・身近なところで気軽に集える「井戸端会議」のような場所づくりを進めたい。 その他 ・学校の空き教室や使っていない公共施設など、地域にあるハコモノをもっと地域で有効に使えるようにしてほしい。 《地区別福祉活動計画について》 ・地区別活動計画の策定について、策定後の進捗においても市社協からアプローチがなかったため、今でも地区別活動計画づくりを推進していると認識していなかった。 ・各種団体の事業の整理には、地区での福祉活動計画づくりは有効に思う。
中西部	広報活動について ・広報紙を全戸配布しており、自治連合会のネットワークを活用するとともに、自治連合会未加入自治会は地区社協役員が直接配布している。 ・自治連合会の情報掲載を中心に各種団体の活動紹介も検討している。また地域の医療機関や社寺仏閣、飲食店などのマップも地域で作成し全戸配布している。 地域の連携 ・地区社協としては「協議体」の機能（つなぐ機能）を意識している。 ・万年青年クラブとの連携が難しい地域、そもそも万青連合会がない地域、今年度で万青連合会が解散する予定の地域などがある。 活動財源 ・例えばシルバー人材センターのような仕事を地域で実施して財源を確保していくことも必要となってくるのではないかな。 ・財源確保のために、地域で広く浅く協力を得るには、各地区で共同募金運動に積極的に協力していくことも大切ではないかな。 《地区別福祉活動計画について》 ・地区別活動計画策定にアクションプランという形で今年取り組んできたが、現在の地区社協活動をはじめ、地区内の活動を確認できることがとても良かったと思う。 ・現状では、新たに何かを進めていくことに関しては難しいと感じている。

南部	<u>広報活動について</u> ・地区社協について知ってもらうために昨年度から作成している地区もあるが、ほとんどの地区では、自治連合会だよりも含めて作成していない。 <u>見守りについて</u> ・自治会長が見守りサポーター講座を受講し組長にその内容を伝達。組長が日々の生活の中で気づいたことを自治会長に報告するといった仕組みづくりを考えている。 ・見守りを進めるには、自治会と連携を図る必要がある。 ・見守りが必要と思われる人ほど関わりを拒否する傾向があり、この見守りを進めていこうという動きは時代に逆行しているようにも感じる。 《地区別福祉活動計画について》 ・地区別活動計画のメリットはわかるがデメリットは何か。 →アクションプランであっても負担はかかる。 ・地区社協を知ってもらうのには地区別活動計画の策定は有効かもしれない。
東部	<u>見守りについて</u> ・東部型として郵便局や農協へ依頼をして協力とサポートを得ていく。 ・地区の連絡網は各地区で作成していく。 《地区別福祉活動計画について》 ・地区別活動計画を策定している2地区については、策定後月日も経っていることから、見直しを行っていく予定。 ・地区別活動計画を策定していない5地区については、他の地区を参考にするなど自分たちにあったものを今後すすめていく予定。
西部北	<u>広報活動</u> ・以前は自治会だよりの中で掲載していたが、現在は社協役員が編集委員となり発行し、全戸配布している。 ・自治連合会、防犯・防災、地区社協、管理組合合同で毎月発行している地区もある。 ・住民がどこに相談していいかわからない等の声を拾うのは、広報紙の役割である。 <u>新しい地区活動者の発掘</u> ・民生委員の推薦や人材発掘は大変である。 ・西部北はサラリーマンなど会社組織の中で動いている人が多く、地域活動への参加や地域デビューが難しい。 ・地区で傾聴ボランティア講座を開講し、ボランティア活動をしたい人のきっかけづくりになるとともにサロンに来られない人の声を聴く機会をつくっていきたい。 <u>地区社協と防災の関わり</u> ・地区社協と防災は活動する上で外せない。 ・毎月定例会を自治連合会、地区社協、防災・防犯と合同で行い情報を共有。避難所開設訓練においては福祉スペースを担当し連携している。 <u>財源づくり</u> ・財源は共同募金の配分金が大半を占めている。 ・共同募金と日赤募金の違いが住民には見えていない。共同募金の目的が見えるような具体的な活動をお願いしたい。 《地区別福祉活動計画について》 ・地区別活動計画は、「できた・できていない」を素直に見直すことが出来て、課題整理ができる。また計画を継続することで次の計画に反映できる。 ・地区別活動計画は、基本的な根幹としてつかめ、地区内の共有事項としてのバイブルとなる。また次年度の重点事業の検討や事業・予算配分ができる。 ・地区別活動計画を活動者への引継ぎにも使い、具体的な活動を理解してもらえる。また広報活動にも使用し、活動が見えるようになり住民の理解が得られる。

西部南	<u>見守りについて</u> ・自治連合会の会議において、地区社協会長から自治会長に「ゆるやかな見守りの必要性」を伝えている。 ・地区社協の定例会に自治会長が出席することになっているため、見守りのことを含め協議する場あり、伝えたいことも言っている。 ・見守りを進めるためには、班長と民生委員とがつながる必要があると考え、顔合わせの機会を設定する予定がある。 ・自治会、ひいては班長、ひいては住民一人ひとりが見守りへの意識を高めていくことが必要であり、啓発する役割を地区社協が担っていくことが必要ではないか。 《地区別福祉活動計画について》 ・地区別活動計画の策定においては、各地区で自地域が取り組んでいること、いないことを確認するよりも、「見守り活動」を軸に地区別活動計画を考えていく方が、実行性のある計画にできるのではないか。
北部	<u>みまもりサポート制度について</u> ・地域で進めていく上で、民児協と自治連合会と話をしなければならないが、行政からきっちりと各団体へ、これらの動きを伝達して頂かないと、地域での議論が始まりにくい。市域全体の会議で伝えても伝わり難いので、ブロックや地区ごとに伝えてほしい。 ・個人情報の取り扱いの指針について重要。ぜひ提示してほしい。 <u>活動財源について</u> ・活動財源については必要。活動者の交通費等のインセンティブが必要。 ・活動には参加協力はできないが、お金で参加・協力することができる賛助会員の仕組みを作った地区がある。(1口1,000円で今年度は、45,000円の収入になった。) 《地区別福祉活動計画について》 ・内容がシンプルで、重点事項のみをクローズアップさせてストレートに表現していく新しいアクションプランのカタチは良いと思う。これぐらいなら負担感がない。これまで作ったところも、作り直せばよいのか？ ・地域自治協議会の活動計画との整合性をもつ必要がある。地域自治協議会が各団体と協議をして、お互いの役割分担と連携などの話をしている。そこでの活動計画と地区別活動計画はどう整合性を持てばよいのか。整理してほしい。

用語解説

○ゆるやかな見守り

地域住民が日常生活の中でいつもと違う、何かおかしいと感じた時に、専門の相談機関につなぐ見守り。他に、民生委員などによる定期的な安否確認が必要な人の見守り（担当による見守り）、認知症や虐待など対応が難しい場合の見守り（専門的な見守り）がある。

○住民参加型在宅福祉サービス連絡会

既存の制度だけでは対応しにくい、ゴミ出しや電球交換、庭の草引きなどの「ちょっとした困りごと」に対する支援（住民参加型在宅福祉サービス）を行うグループ・団体の情報交換および連携推進のための場。現在、奈良市内には15のグループ・団体がある。

○地区社協会長会

市内に46地区ある、地区社会福祉協議会の会長の集まり。各地区の取り組み状況の共有や地域福祉活動の推進に向けた協議や事業実施を行っている。

○生活支援調整会議

個別支援と地域支援の連携を進めるための職員間の情報交換・共有の場。

○地域みまもりサポート制度

市内46地区において、地区社協を通じて、地区での見守りをすすめるための制度。地域みまもり活動事業、地域みまもり人材養成事業の2つの事業からなる。

○いいばしょプロジェクト

既存の支援が届かない、社会的孤立状態にある人の社会参加のきっかけをつくる居場所（いいばしょ）をつくるためのプロジェクト。旧鳥見幼稚園にある「コミュニティスペースまんま・mamma」を皮切りに、市内各所で展開中。

○まほろば幸いネット

「奈良県社会福祉法人共同事業」の愛称。県内の社会福祉法人が連携・協働して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく。現在、まほろば地域食堂事業（孤食を防ぎ、食を通じた地域の交流拠点をつくる）、まほろばユニバーサル就労事業（ひきこもりや社会的孤立など生きづらさを抱えた人の居場所をつくる）、まほろばレスキュー事業（困っている人の緊急支援として物資や一次避難場所、食事等を提供する）の3事業が進行中。

○安心生活創造推進事業（共助の基盤づくり事業）

「孤立死や虐待を一例も発生させない地域づくり」を目指す奈良市からの委託事業。既存の制度サービスや地域活動の支援から抜け漏れる人の実態把握を行うとともに、それをもとに、居場所づくりや見守りの仕組みづくりに取り組んでいる。